

(平成23年)
子ども手当の使途等に係る調査
報 告 書

目 次

I 概要	3
1. 調査について	3
2. 調査結果	3
(1) 子ども手当の使途・使途別使用金額	3
(2) 使途を子どものために限定利用できない理由	5
(3) 子ども手当の使途決定相談相手	5
(4) 子ども手当の支給による家庭の変化	6
II 本編	7
1. 調査の目的	7
2. 子ども手当の概要	7
3. 調査・集計の実施方法	8
(1) 調査手法	8
(2) 調査対象	8
(3) 調査地域	8
(4) 実施期間	8
(5) 調査項目	8
(6) 調査フロー	9
(7) 標本設計	12
(8) 標本数	14
(9) 集計方針	15
(10) 用語定義	16
(11) 実施体制	17
4. 回答者等の属性	18
5. 子ども手当の使途等	21
(1) 調査期間中に実際使用された使途	21
(2) 残った「子ども手当」の使い道（使途予定）	78
(3) 子ども手当の使途（使用実績に使用予定を踏まえた状況）	90
(4) 使途を子どものために限定利用できない理由	113
(5) 子ども手当の使途決定相談相手	118
6. 子ども手当の支給による家庭の変化	123
(1) 設問項目比較	123
(2) 子どもの将来等について話し合い等の機会の増加状況	124
(3) 子どもの意見を聴く機会の増加状況	128
(4) 子どもの数を増やす計画の立案状況	132
(5) 子どもの支援のあり方について考える機会の増加状況	136

Ⅲ 資料編.....	148
1. 調査項目一覧.....	148
(1) 事前調査項目.....	148
(2) 本調査項目.....	149
2. 各設問単純集計表.....	153
3. 主要属性等によるクロス集計表.....	160
(1) 長子学齢区分別.....	160
(2) 世帯年収階級別.....	162
(3) 世帯構成別（同居状況）.....	164
(4) 世帯構成別（子どもの両親の就業状況 ①共働きの有無）.....	166
(5) 世帯構成別（子どもの両親の就業状況 ②主な職業の組合せ（父親×母親））.....	167
(6) 居住地域別（地方都市制度）.....	169
(7) 居住地域別（地方）.....	171
(8) 主要属性等による使途別金額（詳細区分）のクロス集計.....	173
(9) 主要属性等による使途予定別金額（詳細区分）のクロス集計.....	179
(10) 主要属性等による使途別金額（予定含む）（詳細区分）のクロス集計.....	182

I 概要

1. 調査について

平成 22 年 4 月から始まった「子ども手当」については、昨年、子ども手当支給月後に国が実施する初の実態調査として、「子ども手当の使途等に関する調査」を実施した。この調査においては、「子ども手当の使途（予定を含む）」、「子ども手当の支給により最も増やした支出（予定を含む）」などについて、中学 3 年生以下の子どもを持つ保護者に対して聞き取りを行った。

今回実施した「子ども手当の使途等に係る調査」では、昨年と同様に「子ども手当の使途」に加え、使途別の使用金額についても調査を行い、「子ども手当」の使い道について、より定量的に把握したことが最大の特徴となっている。

2. 調査結果

(1) 子ども手当の使途・使途別使用金額

調査期間中の使用実績の回答状況に、調査終了時に残額が 1 円以上ある者に聞いた使用予定の状況を踏まえた子ども手当の使途（予定含む）の結果は、以下のとおりとなっている。（詳細は P 90～記載）

複数回答で回答を得た結果、「子どもの教育費等（予定含む）」が 46.4% で最も高い。次いで、「子どもの生活費（予定含む）」（30.4%）、「子どもに限定しない家庭の日常生活費（予定含む）」（22.3%）、「子どもの将来のための貯蓄・保険料」（19.0%）、「子どものおこづかいや遊興費（予定含む）」（12.0%）、「子どものためとは限定しない貯蓄・保険料」（2.8%）、「その他（予定含む）」（2.1%）、「大人のおこづかいや遊興費（予定含む）」（1.5%）と続いている。これは、「その他」を除いて、実際に使用した使用実績だけに限定した際のランキングと同じ順である。なお、「わからない・使い道をまだ決めていない」を選択した割合は 16.5% となっている。

使途別の使用金額（6 月の支給期に満額（平成 23 年 2 月分から 5 月分までの 4 か月分、52,000 円）の支給を受けた人（7,611 人）の平均金額）をみると、「子どもの教育費等（予定含む）」が 17,878 円（34.4%）で最も高い。2 番目に高いのは、「子どもに限定しない家庭の日常生活費（予定含む）」で 8,282 円（15.9%）。次いで、「子どもの将来のための貯蓄・保険料」が 7,936 円（15.3%）、「子どもの生活費（予定含む）」が 6,634 円（12.8%）、「子どものおこづかいや遊興費（予定含む）」が 2,372 円（4.6%）、「その他（予定含む）」が 961 円（1.8%）と続いている。また、「子どものためとは限定しない貯蓄・保険料」は 805 円（1.5%）、「大人のおこづかいや遊興費（予定含む）」は 238 円（0.5%）と、いずれも 1,000 円未満にとどまっており、他の使途よりも極めて低い金額となっている。なお、「わからない・使い道をまだ決めていない」は 6,893 円（13.3%）となっている。子どもに限定した使途である「子どもの教育費等（予定含む）」、「子どもの将来のための貯蓄・保険料」、「子どもの生活費（予定含む）」及び「子どものおこづかいや遊興費（予定含む）」の構成比の合計は 67.1% であり、過半数を超える割合を占めている。

長子学齢区分別に、子ども手当の使途（予定含む）の状況をみると、長子の学齢が高くな

るほど「子どもの教育費等（予定含む）」の割合が高く、中学1～3年生では59.5%、0歳～3歳では27.3%とその差は32.2ポイントとなっている。逆に、「子どもの生活費（予定含む）」と「子どもの将来のための貯蓄・保険料」に関しては、長子の学齢が低くなるほど割合が高くなる傾向がみられる。また、「子どものおこづかいや遊興費（予定含む）」と「子どもに限定しない家庭の日常生活費（予定含む）」に関しては、小学生の割合が平均よりも高くなっている。「わからない・使い道をまだ決めていない」では、長子の学齢が低くなるほど割合が高くなっている。

長子学齢区分別の使用金額（満額(52,000円)支給を受けた者ベースの平均)をみると、0～3歳を除く他の全ての属性では「子どもの教育費等（予定含む）」が最も高く、0～3歳では「子どもの将来のための貯蓄・保険料」が最も高い。また、「わからない・使い道をまだ決めていない」では、長子の学齢が低くなるほど金額が高くなる傾向がみられる。

世帯年収階級別にみると、「子どもの生活費（予定含む）」、「子どもに限定しない家庭の日常生活費（予定含む）」、「子どものおこづかいや遊興費（予定含む）」では、世帯年収が低くなるほど割合が高くなる傾向がみられる。一方で、「子どもの教育費等（予定含む）」では、世帯年収が高くなるほど割合が高くなる傾向がある。また、「わからない・使い道をまだ決めていない」では、世帯年収が高くなるほど割合が高くなっている。

世帯年収階級別の使用金額（満額(52,000円)支給を受けた者ベースの平均)をみると、全ての属性において「子どもの教育費等（予定含む）」が最も高い金額となっており、世帯年収が高くなるほど金額も高くなる傾向がみられる。一方で、「子どもの生活費（予定含む）」と「子どもに限定しない家庭の日常生活費（予定含む）」では、世帯年収が低くなるほど金額が高くなる傾向がみられる。また、「わからない・使い道をまだ決めていない」では、世帯年収が高くなるほど金額も高くなる傾向がみられる。

世帯構成別にみると、共働き、片働き、ひとり親世帯と比較すると、「子どもの教育費等（予定含む）」、「子どもの生活費（予定含む）」、「子どもに限定しない家庭の日常生活費（予定含む）」、「子どものおこづかいや遊興費（予定含む）」の4項目においてひとり親世帯の割合が高くなっている。「わからない・使い道をまだ決めていない」では、両親世帯（共働き世帯・片働き世帯）の方がひとり親世帯よりも高い割合となっている。

世帯構成別の使用金額（満額(52,000円)支給を受けた者ベースの平均)をみると、両親世帯（共働き世帯・片働き世帯）、ひとり親世帯のいずれにおいても「子どもの教育費等（予定含む）」が最も高い金額となっており、特にひとり親世帯(19,872円)では全体平均(17,878円)よりも約2,000円高くなっている。

居住地域別にみると、いずれの地域でも「子どもの教育費等（予定含む）」の割合が最も高くなっており、特に九州・沖縄と関東では平均以上の割合となっている。全国平均と各地方の割合を比較すると、北海道・東北における「子どもの生活費（予定含む）」、「子どもに限定しない家庭の日常生活費（予定含む）」と、九州・沖縄における「子どもの生活費（予定含む）」、「子どもに限定しない家庭の日常生活費（予定含む）」、「子どものおこづかいや遊興費（予定含む）」では、全国平均よりも5.0ポイント以上高い割合となっている。

居住地域別の使用金額（満額(52,000円)支給を受けた者ベースの平均)をみると、全ての

属性において「子どもの教育費等(予定含む)」が最も高い金額となっており、関東では 18,826 円であり、北海道・東北では 15,881 円となっている。

(2) 使途を子どものために限定利用できない理由

子ども手当の使途を子どものために限定利用できない理由について、複数回答で回答を得た結果、「家計に余裕がないため」が 72.2%で、他の回答を引き離して最も割合が高く、次いで、「使い道は自由だと考えるため」が 21.8%、「家族の将来を考えて貯蓄しておく必要があると考えるため」が 14.6%と続いている。

長子学齢区分別にみると、いずれも「家計に余裕がないため」が最も高く、0～3 歳では 64.0%、小学 1～3 年生及び小学 4～6 年生では 74.7%であり、その差は 10.7 ポイントとなっている。

世帯年収階級別にみると、最も割合が高い項目は、1,000 万円以上を除き「家計に余裕がないため」であり、1,000 万円以上では「使い道は自由だと考えるため」となっている。「家計に余裕がないため」の割合は世帯年収が低くなるほど高くなっており、逆に「使い道は自由だと考えるため」の割合は世帯年収が高くなるほど高くなっていく。

世帯構成別にみると、いずれも「家計に余裕がないため」が最も高く、特に自営業世帯 (84.5%) とひとり親世帯 (82.1%) では他の属性よりも高くなる傾向がみられる。全体で 2 番目に高い「使い道は自由だと考えるため」においては、正社員×正社員世帯では 37.8%、自営業世帯では 11.3%であり、その差は 26.5 ポイントとなっている。

居住地域別にみると、いずれも「家計に余裕がないため」が最も高く、九州・沖縄では 84.8%、関東では 69.9%であり、その差は 14.9 ポイントとなっている。

(3) 子ども手当の使途決定相談相手

子ども手当の使途を誰と話し合っているかについて、複数回答で回答を得た結果、「自分ひとりで決める (ご自身)」が 82.7% (内訳: 子どもの父親 37.2%、子どもの母親 62.8%) で最も高く、次いで、「配偶者」が 42.6%、「子」が 3.0%、「ご自身の親・配偶者の親」が 0.2%と続いている。

長子学齢区分別にみると、長子学齢が低いほど「自分ひとりで決める (ご自身)」と「配偶者」の割合が高く、逆に、長子学齢が高いほど「子」割合が高くなる傾向がみられる。

世帯年収階級別にみると、世帯年収が低いほど「自分ひとりで決める (ご自身)」の割合が高く、逆に、世帯年収が高いほど「配偶者」割合が高くなる傾向がみられる。

世帯構成別にみると、「自分ひとりで決める (ご自身)」において最も高いのは、ひとり親世帯の 95.5%となっている。

居住地域別にみると、「自分ひとりで決める (ご自身)」の割合は、最も高い中部・四国が 85.5%、最も低い関東が 82.0%であり、その差は 3.5 ポイントとあまり差がみられない。

(4) 子ども手当の支給による家庭の変化

子ども手当の支給による家庭の変化 4 項目について、5 段階評価で回答を得た結果、「子ども支援のあり方について考える機会の増加状況」の肯定評価が 40.8%と最も高くなっている。次いで肯定評価が高いのは、「子どもの将来等について話し合い等の機会の増加状況」で 37.9%となっている。

「子どもの将来等について話し合い等の機会の増加状況」では、肯定評価が 37.9%、否定評価が 26.3%で、肯定評価が 11.6 ポイント高い。長子学齢区分別にみると、長子学齢が低いほど、肯定評価の割合は高い傾向にあり、0～3 歳では 50.1%となっている。

「子どもの意見を聴く機会の増加状況」では、肯定評価が 20.2%、否定評価が 40.0%で、肯定評価が 19.8 ポイント低い。長子学齢区分別にみると、長子学齢が高いほど、肯定評価の割合は高くなる傾向あり、小学 4～6 年生では 23.2%となっている。

「子どもの数を増やす計画の立案状況」では、肯定評価が 13.6%、否定評価が 59.2%で、肯定評価が 45.6 ポイント低い。長子学齢区分別にみると、長子学齢が低いほど、肯定評価の割合は高く、0～3 歳では 21.4%となっている。

「子ども支援のあり方について考える機会の増加状況」では、肯定評価が 40.8%、否定評価が 24.8%で、肯定評価が 16.0 ポイント高い。長子学齢区分別にみると、長子学齢が低いほど、肯定評価の割合は高く、0～3 歳では 46.6%となっている。

Ⅱ 本編

1. 調査の目的

平成 22 年 4 月から始まった「子ども手当」については、昨年、子ども手当支給月後に国が実施する初の実態調査として、「子ども手当の使途等に関する調査」を実施した。

これに引き続き、本年度は使途別の使用金額を含めて聴取を行い、より定量的に「子ども手当」の使途に関する実態を把握することを目的として実施した。

今回の調査は、平成 23 年 6 月支給分の「子ども手当」について、全国の受給資格者を対象にインターネットアンケート調査にて実施した。使途別金額を調査するために、平成 23 年 7 月～9 月にかけて、当該月末にそれまで使用した使途を聴取する方法で行い、10,000 サンプルの有効回答を得た。

なお、本調査の実施に際して、有識者等による「子ども手当の使途等に係る調査委員会」を設置し、調査設計や集計分析についての検討を行っている。

2. 子ども手当の概要

「子ども手当」については、「平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律」が平成 22 年 3 月 26 日に成立、同年 4 月 1 日に施行されたことによりスタートした。

平成 22 年度においては、0 歳から中学校修了（15 歳になった後の最初の 3 月 31 日）前の子どもを養育している父母等を対象に、子ども一人につき月額 13,000 円が、平成 22 年 6 月（同年 4 月・5 月分）、同年 10 月（同年 6 月～9 月分）、平成 23 年 2 月（平成 22 年 10 月～平成 23 年 1 月分）、平成 23 年 6 月（同年 2 月・3 月分）に支給されることとなった。

平成 23 年 4 月分から平成 23 年 9 月分までについては、平成 22 年度の制度が踏襲され、同様の対象者に、同様の金額（子ども一人につき月額 13,000 円）が、平成 23 年 6 月（確定していた同年 2 月・3 月分に加え、同年 4 月・5 月分の計 4 か月分）、同年 10 月（同年 6 月～9 月分）に支給されることとなった。

なお、平成 23 年 10 月分以降の支給金額については、平成 23 年 10 月 1 日に施行された「平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に基づき、子どもの年齢や出生順に応じて受け取れる手当の金額が変更され、支給金額は、子どもの年齢が 0 歳～3 歳の場合是一律 15,000 円、3 歳～小学校修了前までは、第 1 子・第 2 子については 10,000 円、第 3 子以降は 15,000 円、中学生は一律 10,000 円となる。支給は、平成 24 年 2 月（平成 23 年 10 月～平成 24 年 1 月分）、平成 24 年 6 月（同年 2 月・3 月分）に行われる。

3. 調査・集計の実施方法

(1) 調査手法

インターネットアンケート調査（事前調査1回、本調査全3回）

- ・事前調査：調査対象条件等の聴取・確認
- ・本調査：事前調査で調査対象条件と合致した方に、3か月間、毎月末日に使用状況を聴取

【第1回】調査項目の聴取（平成23年6月の支給後～同年7月末日までの使用状況）

【第2回】調査項目の聴取（平成23年8月の使用状況）

【第3回】調査項目の聴取（平成23年9月の使用状況、貯蓄・保険料目的の金額、今後の使途予定等）

※事前に設計した標本割付数に従って、サンプル数が集まった時点で締め切るという方法で回収

(2) 調査対象

民間調査会社の登録モニターのうち、事前調査実施時点において、長子学齢¹が中学3年生以下の子どもと同居しており、家計の状況（日常的な支出額など）について把握している18歳以上の男女

※子ども手当支給日との兼ね合いより、0歳児については2011年4月生まれまでを対象

(3) 調査地域

日本全国

(4) 実施期間

- ・事前調査：平成23年6月29日（水）～7月7日（木）
- ・本調査：【第1回】平成23年7月30日（土）～8月12日（金）
【第2回】平成23年8月31日（水）～9月14日（水）
【第3回】平成23年9月30日（金）～10月11日（火）

(5) 調査項目

- ・回答者及び同居する子ども、世帯の属性
- ・子ども手当の使途
- ・残った子ども手当の使い道（使途予定）
- ・子ども手当の使途（予定）別使用金額
- ・子ども手当の支給による家庭の変化

¹ 長子学齢とは、世帯内における最年長の子どもについて、就学児については学年の、未就学児については生年月の回答を得た結果を示す。未就学児については、各年4月～翌年3月までの誕生を同一の学齢としている。

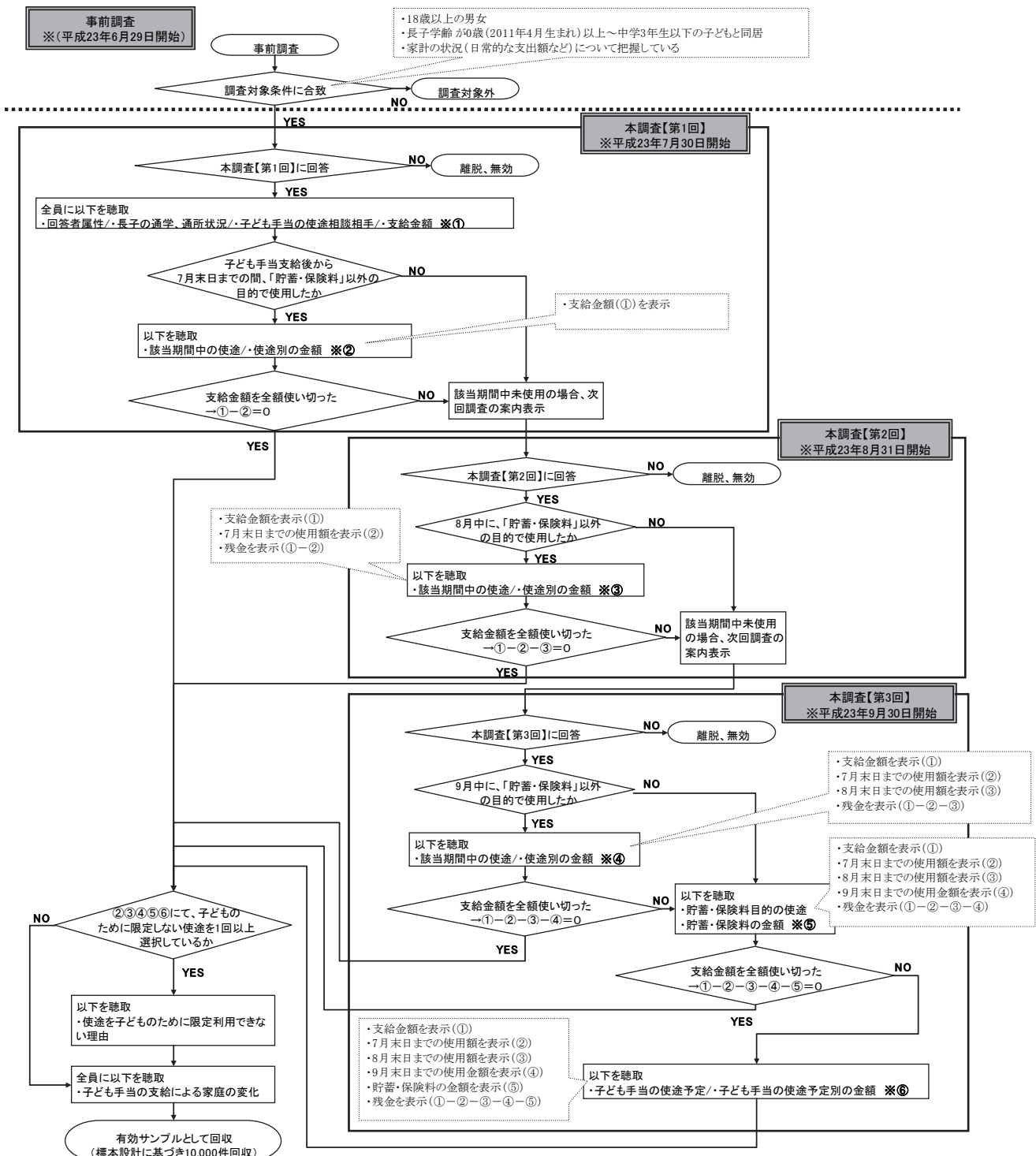
(6) 調査フロー

・回答はすべて、長子について聴取している。

なお、「子ども手当」の使途（予定含む）、使途（予定）別金額を聴取する質問には、毎回下記の注釈文を表示している。

※お子さんが複数人いらっしゃる方は、長子（1番年上の子）のことについてお答えください。

図表Ⅱ-3-1 主な調査フロー



図表Ⅱ-3-2 事前調査後の案内文

「子ども手当」に関するアンケートを7月末に実施する予定です。
 メールにてご連絡しますのでご協力のほど、よろしくお願いいたします。

「子ども手当」は、0歳から中学校修了前の子どもを養育している方に対して、子ども1人につき、月額1万3千円が支給される制度のことをいいます。(平成22年度からスタート)
 手当の支払は、6月、10月、2月に行われ、それぞれの前月までの分(4か月分)がまとめて支払われます。

注) 平成23年2月以前から子ども手当の支給を受けていた方については、6月に平成23年2月～5月の4か月分(子ども1人につき、13,000円×4か月=52,000円)が支給されます。
 それ以外の方は、申請した月の翌月分～5月までの分が支給されます。
 例:3月に申請した場合:4月～5月の2か月分(13,000円×2か月=26,000円)

支給後から7月31日まで、下記1～10の項目別に「子ども手当」をいくらい使ったのかを記録していただくと回答がしやすくなります。また、お子さんが複数人いらっしゃる方は、長子(1番年上の子)のことについて記録してください。

	子ども手当の用途	例
1	子どもの生活費	子どもの衣類や服飾雑貨などの購入費用 子どものおやつやミルクなどの購入費用 子どものおもちゃや生活用品などの購入費用 子どもの予防接種や医薬品購入などの費用
2	子どもの教育費等	子どもの保育園・幼稚園・ベビーシッターなどの保育費 子どもの学校給食や制服・通学費用、遠足などの学校教育費用 子どもの学習塾・通信教育・家庭教師などの学校外教育費用 子どもの楽器演奏・スポーツクラブなどの習い事にかかる費用
3	子どものおこづかいや遊興費	子どものおこづかい 親子での外食や旅行などにかかる遊興費
4	大人のおこづかいや遊興費	おとなのおこづかいや遊興費
5	子どもに限定しない家庭の日常生活費	家庭の日常生活費 家族で使う家や車などのローン・借金の返済 家族で使うエアコンやテレビなどの電化製品や家具などの購入費用
6	子どもの将来のための貯蓄・保険料	子どもの将来のための貯蓄・保険料
7	子どものためとは限定しない貯蓄・保険料	子どものためとは限定しない貯蓄・保険料
8	その他(できるだけ具体的に内容をお答えください。)	その他(できるだけ具体的に内容をお答えください。)
9	使い道をまだ決めていない	使い道をまだ決めていない
10	わからない	わからない

(※本調査の予定回収数が集まり次第終了とさせていただきますので、本調査に進めない場合もございます。)

※毎月の本調査後には、同様の案内と合わせてプリントアウト方法を提示

図表Ⅱ-3-3 52,000円支給されたAさんの回答例

1回目（支給後～7月末日までの状況）

Q：子ども手当を「貯蓄・保険料」以外の目的で使ったか？ はい

↓

Q：何に、いくら使ったか？

・子どもの生活費 10,000円
 ・子どもの教育費等 10,000円
 計 20,000円 → 残金 32,000円

2回目（支給後～8月末日までの状況）

Q：子ども手当を「貯蓄・保険料」以外の目的で使ったか？ はい

↓

Q：何に、いくら使ったか？

・子どものおこづかいや遊興費 5,000円
 ・子どもに限定しない日常生活費 10,000円
 計 15,000円 → 残金 17,000円

↓

3回目（支給後～9月末日までの状況）

Q：子ども手当を「貯蓄・保険料」以外の目的で使ったか？ はい

↓

Q：何に、いくら使ったか？

・子どもの生活費 7,000円
 計 7,000円 → 残金 10,000円

↓（残金がある場合）

Q：「貯蓄・保険料」目的でいくら使ったか？

①子どもの将来のための貯蓄・保険料 0円
 ②子どものためとは限定しない貯蓄・保険料 0円
 ③特に使う必要がなかったので、全部又は一部が残っている 10,000円（残金）

↓（③は残金として取り扱う）

Q：残金をどのように使う予定か？

↓

・子どもの生活費 10,000円
 計 10,000円（→ 残金 0円）

【Aさんの子ども手当使用状況】（支給後～9月末日まで）

○使用実績

用途	使用額	割合
子どもの生活費	17,000円	32.7%
子どもの教育費等	10,000円	19.2%
子どものおこづかいや遊興費	5,000円	9.6%
子どもに限定しない日常生活費	10,000円	19.2%
特に使う必要がなかったので、全部又は一部が残っている	10,000円	19.2%
計	52,000円	100.0%

○使用予定（残金10,000円について）

用途予定	使用額	割合
子どもの生活費	10,000円	100.0%
計	10,000円	100.0%

○使用額（予定を含む）

用途（予定を含む）	使用額	割合
子どもの生活費	27,000円	51.9%
子どもの教育費等	10,000円	19.2%
子どものおこづかいや遊興費	5,000円	9.6%
子どもに限定しない日常生活費	10,000円	19.2%
計	52,000円	100.0%

(7) 標本設計

子ども手当の使途に影響を与えられ「長子学齢」、「世帯年収」、「子どもの数」について、それぞれ既存の公的統計を参照し、次のように標本設計を行う。

なお、本調査の標本数は集計分析を考慮し、10,000サンプルとする。

また、複数人の子どもがいる回答者については、標本設計に用いた長子のことについて回答を得ている。

図表Ⅱ-3-4 長子学齢についての参照値と標本設計

参考値		標本設計				
年齢	割合	長子学齢 ^(※1)	割合	長子学年区分	割合	標本数
0歳	5.63%	0歳 ^(※2)	2.00%	0～3歳	20.62%	2,062
1歳	5.82%	1歳	6.06%			
2歳	5.95%	2歳	6.19%			
3歳	6.13%	3歳	6.37%			
4歳	6.21%	4歳	6.45%	4～6歳	19.54%	1,954
5歳	6.31%	5歳	6.55%			
6歳	6.29%	6歳	6.53%			
7歳	6.36%	小学1年生	6.61%	小学1～3年生	19.74%	1,974
8歳	6.34%	小学2年生	6.58%			
9歳	6.31%	小学3年生	6.55%			
10歳	6.42%	小学4年生	6.66%	小学4～6年生	19.91%	1,991
11歳	6.43%	小学5年生	6.67%			
12歳	6.33%	小学6年生	6.57%			
13歳	6.45%	中学1年生	6.69%	中学1～3年生	20.20%	2,020
14歳	6.44%	中学2年生	6.68%			
15歳	6.58%	中学3年生	6.82%			
	100.00%	-	100.00%	-	100.00%	10,000

※1 学齢は、就学児については学年の、未就学児については、各年4月～翌年3月までの誕生を同一学齢とする。

※2 「0歳」は調査実施時期を鑑み標本数を減数調整し、他に割り当て

参照：平成17年度国勢調査「第16表 年齢（各歳）別人口ー全国（平成17年）」

図表Ⅱ-3-5 世帯年収についての参照値と標本設計

参考値			標本設計		
所得金額階級	割合	割合	所得金額階級	割合	標本数
50万円未満	0.38%	14.34%	300万円未満	15.00%	1,500
50～100万円未満	1.14%				
100～150万円未満	2.60%				
150～200万円未満	2.92%				
200～250万円未満	3.62%				
250～300万円未満	3.68%	21.83%	300～500万円	22.00%	2,200
300～350万円未満	5.39%				
350～400万円未満	5.71%				
400～450万円未満	5.84%				
450～500万円未満	4.89%				
500～550万円未満	6.79%	24.30%	500～700万円	24.00%	2,400
550～600万円未満	5.71%				
600～650万円未満	5.84%				
650～700万円未満	5.96%				
700～750万円未満	4.44%				
750～800万円未満	4.51%	23.29%	700～1,000万円	23.00%	2,300
800～850万円未満	4.31%				
850～900万円未満	4.44%				
900～950万円未満	2.86%				
950～1,000万円未満	2.73%				
1,000～1,100万円未満	3.74%	16.24%	1,000万円以上	16.00%	1,600
1,100～1,200万円未満	2.86%				
1,200～1,500万円未満	5.77%				
1,500～2,000万円未満	2.66%				
2,000万円以上	1.21%				
計	100.00%	100.00%	-	100.00%	10,000

参照：平成21年度国民生活基礎調査「2所得票 第093表 所得金額階級別児童のいる世帯」

図表Ⅱ-3-6 子どもの数についての参照値と標本設計

参考値			標本設計		
児童のいる世帯の児童数	総数	割合	児童のいる世帯の児童数	割合	標本数
1人	5,408	43.89%	1人	43.50%	4,350
2人	5,214	42.31%	2人	42.50%	4,250
3人	1,481	12.02%	3人以上	14.00%	1,400
4人以上	220	1.79%	-	-	-
計	12,323	100.00%		100.00%	10,000

参照：平成21年度国民生活基礎調査「1世帯票 第72表 所得金額階級別児童のいる世帯」

図表Ⅱ-3-7 標本設計

		世帯年収階級					
		計	300万円未満	300～500万円	500～700万円	700～1,000万円	1,000万円以上
	計	10,000	1,500	2,200	2,400	2,300	1,600
長子学齢	0歳	200	20	55	60	55	10
	1歳	605	95	130	145	135	100
	2歳	620	95	135	150	140	100
	3歳	635	95	145	150	145	100
	4歳	645	100	145	150	145	105
	5歳	655	100	145	155	150	105
	6歳	655	100	145	155	150	105
	小学1年生	660	100	150	155	150	105
	小学2年生	655	100	145	155	150	105
	小学3年生	655	95	145	160	150	105
	小学4年生	665	100	140	160	155	110
	小学5年生	665	100	140	160	155	110
	小学6年生	660	100	140	160	150	110
	中学1年生	670	100	145	160	155	110
中学2年生	670	100	145	160	155	110	
中学3年生	685	100	150	165	160	110	

(8) 標本数

標本設計に沿って、事前調査では 85,360 サンプルから回答を得た。本調査では 10,000 サンプルの有効回答を得た。この 10,000 サンプルは、割付ごとに目標回収数を設定し、各目標回収数が集まった時点で回収を締め切るという実施方法で回収している。

図表Ⅱ-3-8 標本数

		世帯年収階級					
		計	300万円未満	300～500万円	500～700万円	700～1,000万円	1,000万円以上
	計	10,000	1,502	2,204	2,406	2,286	1,602
長子学齢	0歳	200	22	59	66	41	12
	1歳	605	95	130	145	135	100
	2歳	620	95	135	150	140	100
	3歳	635	95	145	150	145	100
	4歳	645	100	145	150	145	105
	5歳	655	100	145	155	150	105
	6歳	655	100	145	155	150	105
	小学1年生	660	100	150	155	150	105
	小学2年生	655	100	145	155	150	105
	小学3年生	655	95	145	160	150	105
	小学4年生	665	100	140	160	155	110
	小学5年生	665	100	140	160	155	110
	小学6年生	660	100	140	160	150	110
	中学1年生	670	100	145	160	155	110
中学2年生	670	100	145	160	155	110	
中学3年生	685	100	150	165	160	110	

(9) 集計方針

① 基本集計方法

本調査の標本設計と同義の母集団構成は、既存の公的統計において不明である。

また、標本設計に対しては、1歳児～中学3年生において標本割付数通りを回収している。0歳児は、6月の子ども手当支給日との兼ね合いで受給資格者が2011年4月生まれのみに限られるため出現率が低くなるが、世帯年収700～1,000万円以外の割付区分では標本割付数通りを回収した。世帯年収700～1,000万円の0歳児では、標本割付数55サンプルのところ41サンプルの回収(差分△14サンプル)となったが、不足分は他の世帯年収区分の0歳児で補完した。これにより、0歳児合計のサンプル数は標本割付数通り200サンプルの回収となっている。なお、補完したサンプル数は標本設計の分布割合に留意している。

このため、本調査の基本集計において、母集団構成や標本設計に合わせるために標本数に重み付け集計を行うウェイトバック集計及びサンプル除外は、実施しない。

② 使途(予定)別金額表に掲載している数値の定義

使途(予定)別金額表に掲載している数値の定義は下記のとおりとなっている。

・金額の分布(%)は、表左上に記載している母数をもとに算出しています。

・この例の場合、子ども手当支給者10,000人のうち、どのくらいの割合の人が何にいくら使用したのかの分布を示しています。

・「平均金額」は、表左上に記載している母数をもとに算出しています。

・各使途に使用しなかった人の金額は0円として計算に含んでいます。

・この例の場合、子ども手当支給者10,000人は各使途に平均的にいくら使用したのかを示しています。

◎本報告書では、主にこの値を使用して本文を記載しています。

・「平均金額 ※満額(52,000円)支給を受けた者」は、支給金額が満額(52,000円)の人だけを対象として算出しています。

・対象とした満額支給者のうち、各使途に使用しなかった人の金額は0円として計算に含んでいます。

・この例の場合、満額(52,000円)の支給を受けた人は各使途に平均的にいくら使用したのかを示しています。

・なお、満額支給者は7,611人で、これは全体の76.1%に該当します。

図表 (例) 子ども手当の使途別金額

使途	回答者数	金額の分布(%)								平均金額		※平均満額支給額を(受)けた者	
		50000円未満	150000円未満	210000円未満	320000円未満	530000円未満	552000円未満	520000円	金額	構成比	金額	構成比	
子どもの教育費等	3,709	1.2	2.2	7.4	6.3	8.6	0.9	10.9	¥11,550	25.7%	¥13,466	25.9%	
子どもの将来のための貯蓄・保険料	1,895	1.2	0.9	3.1	1.9	2.2	0.4	9.3	¥6,747	15.0%	¥7,936	15.3%	
子どもに限定しない家庭の日常生活費	2,146	1.4	1.2	4.4	3.3	4.0	0.2	7.1	¥6,638	14.7%	¥7,946	15.3%	
子どもの生活費	2,795	3.0	3.6	9.9	5.3	3.4	0.2	2.7	¥5,249	11.7%	¥5,855	11.3%	
子どものおこづかいや遊興費	1,093	2.3	1.9	3.3	1.4	1.0	0.1	1.0	¥1,722	3.8%	¥2,070	4.0%	
子どものためとは限定しない貯蓄・保険料	280	0.4	0.3	0.7	0.3	0.2	0.1	0.8	¥706	1.6%	¥805	1.5%	
大人のおこづかいや遊興費	144	0.4	0.2	0.5	0.1	0.1	0.0	0.2	¥217	0.5%	¥236	0.5%	
「子ども手当」支給から回答時点までに特に使う必要がなかったため、全部又は一部が残っている(将来的に使う予定がある場合を含む)	3,275	2.2	1.3	5.5	3.7	3.7	0.1	16.2	¥11,706	26.0%	¥13,134	25.3%	
その他	117	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.0	0.6	¥472	1.0%	¥552	1.1%	
計	15,454	12.1	11.6	34.7	22.4	23.5	2.0	48.3	¥45,007	100.0%	¥52,000	100.0%	

・使途は複数回答なので、回答者の合計は母数を上回ります。

・表左上に記載している母数のうち、各使途に使用したと回答した人数を掲載しています。

・「平均金額」の構成比を掲載しています。

・この例の場合、子ども手当支給者10,000人が、支給された「子ども手当」を、各使途にどのくらいの割合で使用したのかを示しています。

・「平均金額 ※満額(52,000円)支給を受けた者」の構成比を掲載しています。

・この例の場合、満額(52,000円)の支給を受けた人は、支給された「子ども手当」を、各使途にどのくらいの割合で使用したのかを示しています。

(10) 用語定義

本調査報告書で用いる用語等は、次の定義による。

【世帯構成（同居状況）】

- 二世帯世帯：子とその親のみからなる世帯
- 三世帯世帯：子とその親及び、子の祖父母のみからなる世帯
- その他世帯：二世帯世帯及び三世帯世帯以外の世帯
- ひとり親世帯：子とその父親または母親のみからなる世帯
- 母子世帯：子とその母親のみからなる世帯
- 父子世帯：子とその父親のみからなる世帯

【世帯構成（子どもの両親の就業状況）】

- 共働き世帯：子どもの両親がいずれも「専業主婦（主夫）・無職」「学生」「その他」以外の状態で就業している世帯
- 片働き世帯：子どもの両親のうち、いずれか一方が「専業主婦（主夫）・無職」「学生」「その他」以外の状態で就業し、他方が「専業主婦（主夫）・無職」「学生」「その他」の状態である世帯
- 両親とも就業していない世帯：子どもの両親がいずれも「専業主婦（主夫）・無職」「学生」「その他」の状態である世帯
- 正社員×正社員世帯：子どもの両親がいずれも「正社員（正規雇用の会社員・公務員・団体職員）」である世帯
- 正社員×パート世帯：子どもの父親が「正社員（正規雇用の会社員・公務員・団体職員）」であり、母親が「パート・アルバイト」である世帯
- 正社員×主婦世帯：子どもの父親が「正社員（正規雇用の会社員・公務員・団体職員）」であり、母親が「専業主婦（主婦）・無職」である世帯
- 自営業世帯：子どもの両親のうち、父親が「自営業主」であるか、両親とも「自営業の家族従業員」である世帯

【居住地域（地方都市制度）】

政令指定都市：本調査開始時点における政令指定都市は次の 19 市

- 北海道・東北__札幌市・仙台市
- 関東__さいたま市・千葉市・横浜市・川崎市・相模原市
- 中部・北陸__新潟市・静岡市・浜松市・名古屋市
- 近畿__京都市・大阪市・堺市・神戸市
- 中国__岡山市・広島市
- 九州__北九州市・福岡市

中核市：本調査開始時点における中核市は次の 41 市

北海道__函館市・旭川市
 東北__青森市・盛岡市・秋田市・郡山市・いわき市
 関東__宇都宮市・前橋市・高崎市・川崎市・船橋市・柏市・横須賀市
 中部・北陸__富山市・金沢市・長野市・岐阜市・豊橋市・豊田市・岡崎市
 近畿__大津市・高槻市・東大阪市・姫路市・尼崎市・西宮市・奈良市・和歌山市
 中国・四国__倉敷市・福山市・下関市・高松市・松山市・高知市
 九州__久留米市・長崎市・熊本市・大分市・宮崎市・鹿児島市

【居住地域（地方）】

地方：モニター登録属性 47 都道府県の地方振り分けは次の 6 ブロック

北海道・東北：北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
 関東：茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県
 中部・北陸：新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県
 近畿：三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
 中国・四国：鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県
 九州・沖縄：福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

(11) 実施体制

本調査の実施に際して、有識者等による「子ども手当の使途等に係る調査検討会」を設置し、調査設計や集計分析についての検討を行っている。

検討会の構成は、次のとおりである。

図表Ⅱ-3-9 「子ども手当の使途等に係る調査委員会」の構成

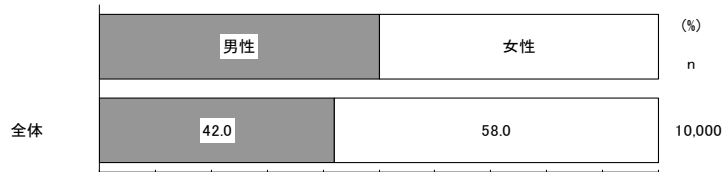
種別	氏名	所属等
座長	本田 一成	國學院大學経済学部 教授
委員	佐々井 司	国立社会保障・人口問題研究所 企画部第四室長
委員	中谷 茂一	聖学院大学人間福祉学部 教授
委員	半田 勝久	東京成徳大学子ども学部 准教授
厚生労働省	雇用均等・児童家庭局育成環境課	子ども手当管理室
事務局	トランス・コスモス株式会社	

※順不同 敬称略

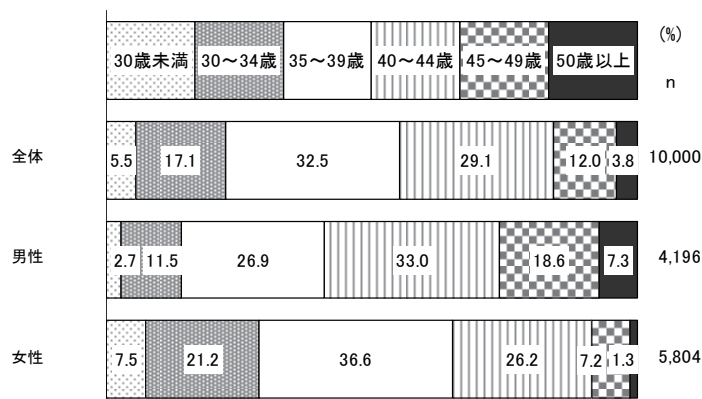
4. 回答者等の属性

回答者及び世帯の属性は、次のとおりである。

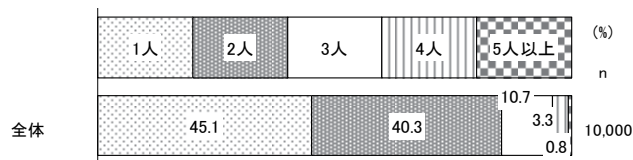
図表Ⅱ-4-1 回答者の性別



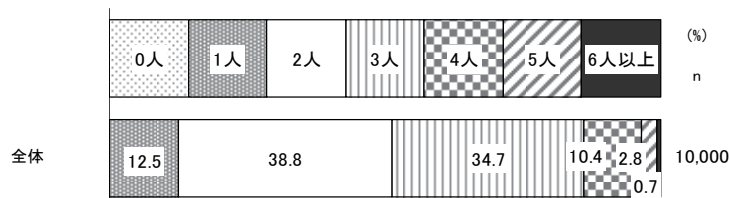
図表Ⅱ-4-2 回答者の性別×年齢



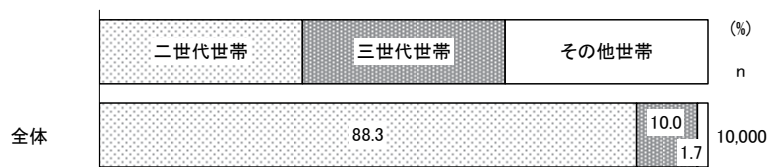
図表Ⅱ-4-3 子どもの人数



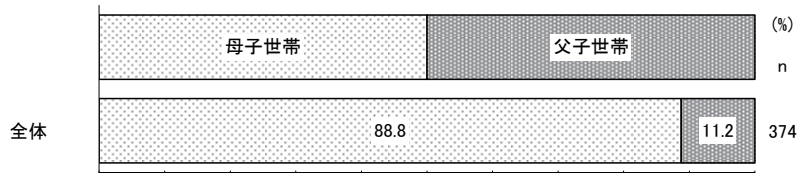
図表Ⅱ-4-4 世帯主の扶養人数



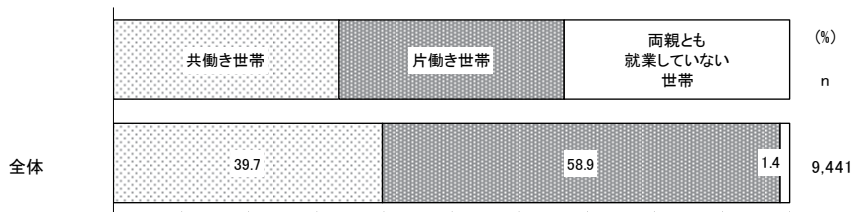
図表Ⅱ-4-5 世帯構成（同居状況）



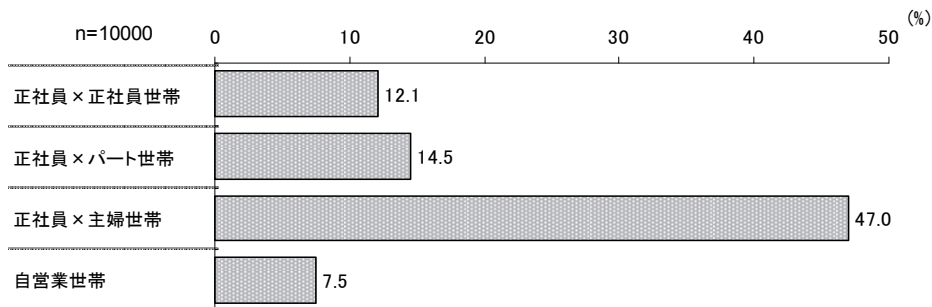
図表Ⅱ-4-6 世帯構成（同居状況 ひとり親世帯の内訳）



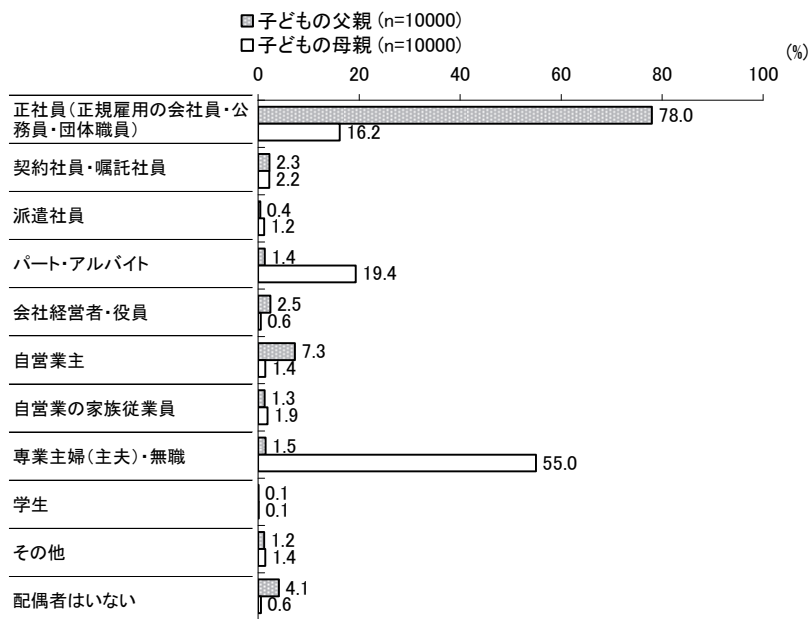
図表Ⅱ-4-7 世帯構成（子どもの両親の就業状況 ①共働きの有無）



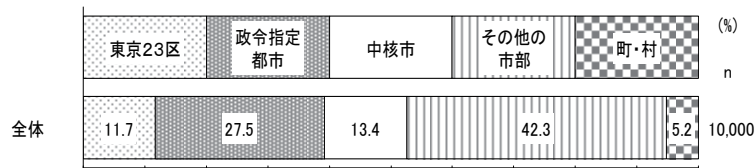
図表Ⅱ-4-8 世帯構成（子どもの両親の就業状況 ②主な職業の組合せ（父親×母親））



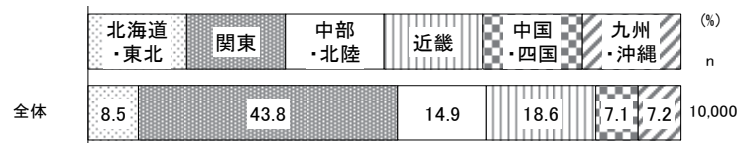
図表Ⅱ-4-9 世帯構成（子どもの親の就業内容）



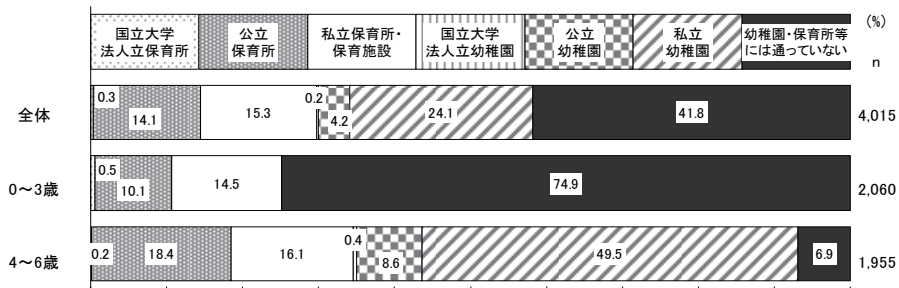
図表Ⅱ-4-10 居住地域（地方都市制度）



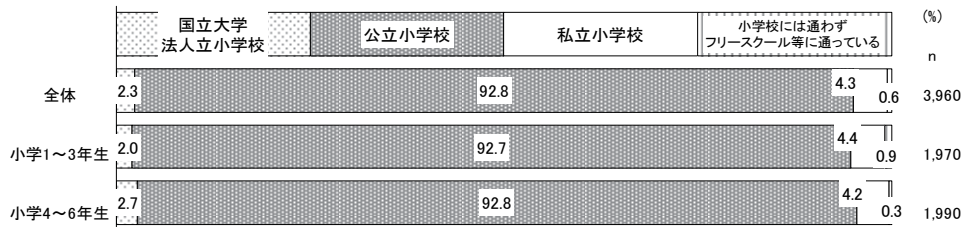
図表Ⅱ-4-11 居住地域（地方）



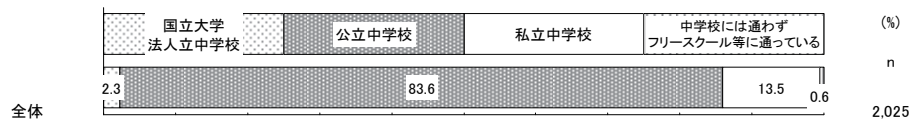
図表Ⅱ-4-12 長子の通学・通所状況（未就学児）



図表Ⅱ-4-13 長子の通学・通所状況（小学生）



図表Ⅱ-4-14 長子の通学・通所状況（中学生）



図表Ⅱ-4-15 支給金額 ※本調査対象者の支給総額：450,073,000円

